

## ご存じですか？ ヤングケアラー

問 こども子育て相談室 ☎32-7027

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行う子ども（18歳未満）のことです。年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、友人と遊ぶ時間、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間が確保できないなど、子どもらしく過ごせていない可能性があります。

この機会に、子どもが辛い思いをしていないか考えてみましょう。



### 例えば、こんな子どもたちです

- 障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- 日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている
- 家計を支えるために働き、障害や病気のある家族を助けている

### 相談窓口

- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 受付時間 24時間（年中無休）
- 24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310 受付時間 24時間（年中無休）
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 受付時間 平日8:30～17:15  
（年末年始は休み）

## 学用品費を入学前に支給します 就学援助

問 学校教育課（市役所4階） ☎32-2116

経済的な理由で小・中学校に就学することが困難な子どもの保護者に、新入学に必要なランドセルや制服などを購入するための「新入学学用品費」を、入学前に支給します。

**対象** 令和5年4月に小学校または中学校に入学する予定の子どもの保護者

### 申請方法

- 小学新1年生＝学校教育課の窓口で申請する
- 中学新1年生＝現在、就学援助を受けている人は申請不要。新たに就学援助の支給を希望する人は、子どもが在籍している小学校で申請する

**持ってくるもの** 印鑑、通帳など振込先口座が分かるもの、児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給している人）、令和4年度所得課税証明書（令和4年1月1日時点で津山市外に住んでいた人）

**締め切り** 12月23日(金)

### 主な認定要件

- 住民税が非課税または均等割のみ課税されている
- 国民年金の保険料が全額免除されている
- 児童扶養手当を受給しているなど



※詳しくは、市ホームページをご覧ください

## だれかじゃなく、あなたから

## 11月は児童虐待防止推進月間

※オレンジリボンには、児童虐待を防止するメッセージが込められています



問 こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-7027

児童虐待は、本来、子どもを温かく見守るべき養育者が、子どもの心と体を傷付け、すこやかな成長と人格の形成に重大な影響を与える行為で、次の4つの種類があります。

- **身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなど
- **性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィティの被写体にするなど
- **ネグレクト** 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど
- **心理的虐待** 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

### 「虐待かも」と感じたら迷わず連絡を

虐待を受けている子どもやその保護者は、さまざまなシグナルを発しています。地域で虐待かもと感じたら迷わず連絡しましょう。名前や内容などの秘密は堅く守られます。

### 子どもからのシグナル

- 子どもの泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声がある
- 不自然なアザややけど、打撲のあとがある
- 極端にやせている
- 服や体がいつも汚れている
- 家に帰りたがらない

### 保護者からのシグナル

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 家の内外が極端に散らかっていて不衛生
- 子どもを家に残したまま、外出することがある
- いつもイライラして子どもに当たる

### 体罰などによらない子育てをしましょう

-----しつけと体罰の違い-----

### しつけとは

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立した生活を送る目的で、子どもを支え、社会性を育む行為です。

### 体罰とは

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こす、不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。

### 体罰によらない子育てのポイント

子どもに手を上げそうになったとき、自分の感情のはけ口になっていませんか。イライラすることは誰にでもあります。深呼吸して気持ちを落ち着ける、窓を開け外の風にあたるなど、自分なりにクールダウンする方法を探しましょう。

### 子育てで困ったときは

家族や友人など周りの人や、こども子育て相談室にご相談ください。

- こども子育て相談室 ☎32-7027  
平日 8:30 ~ 17:15  
（その他の時間は市当直 ☎32-2170）

- 津山児童相談所（山北） ☎23-5131  
24時間受付

- 津山警察署 ☎25-0110  
※子どもの命の危険があるなど緊張度が高い時

